

事務事業評価シート(事後評価)

事業コード 5-1-1	事務事業名 更生保護活動事業補助	所管部課 福祉部生活福祉課
----------------	---------------------	------------------

事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等
	北多摩北地区保護司会西東京分区及びこれに所属する保護司は、刑務所を仮釈放された者、少年院を仮退院した者等の保護観察、生活環境調整等のほか犯罪の予防、青少年の非行防止活動を行っている。これらの活動は、犯罪及び非行をした少年の改善更生を助けるとともに地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであり、地域福祉計画の理念にも沿うものであることから、保護司法第17条に基づく支援を行っている。	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要：補助団体の概要（団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等）、補助金の概要（国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額）等 ※該当する予算事業名・節目を明記する 市内在住の保護司に対し報償費を支給（1人当たり4,500円×在職月）、退任保護司へ感謝状、記念品（額）の贈呈、補助金・負担金支出（北多摩北地区保護司会西東京分区：324,000円、北多摩地区保護観察協会：前年の10月1日現在人口×7円）。 （予算事業名 03.01.01.05更生保護活動事業費）	
事業開始時期	合併前	実施形態 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ( )

事業費データ	項目		単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	事業費(A)				3,405	3,382	3,460
財源内訳	国庫支出金・都支出金			0	0	0	0
	地方債		千円	0	0	0	0
	その他 ( )			0	0	0	0
	一般財源			3,405	3,382	3,460	3,892
所要人員(B)		人		0.18	0.18	0.18	0.18
人件費(C)=平均給与×(B)		千円		1,470	1,386	1,428	1,478
臨時職員賃金等(C')		千円		0	0	0	0
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')		千円		4,875	4,768	4,888	5,370
単位当たりコスト							
(E)=(D)/ ( 保護司人数 )		千円		162	154	158	163

評価指標の設定	活動等指標		単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	①保護司人数	実績値	人		30	31	31
②保護司充足率	実績値	%		66.7	68.9	68.9	73.3
《指標の説明・数値変化の理由 など》保護司は、対象者の保護観察等保護司本来の業務も激務な中、青少年の健全育成等の事業にも参加協力しており、その負担感からいずれの分区においても欠員の多いことが課題となっている。保護司活動を通じて地域にもたらす福祉的な貢献度を高めるためにも、保護司の人数・充足率（毎年4月1日現在）を指標とする。保護司の人材確保は、保護司自らがしている。							
	成果指標		単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	一 他団体の活動に協力した人数(延べ)	目標値					
		実績値	人		243	242	
二 次	目標値						
	実績値						
《指標の説明・数値変化の理由 など》保護司は、保護観察等保護司固有の活動によって地域福祉の増進に寄与しているほか、学校や他の団体（薬物乱用防止推進協議会、青少年問題協議会、青少年育成会、社会福祉協議会評議員会、要保護児童対策地域協議会など）とも協力をして犯罪の予防、青少年の非行防止等の活動を行っている。保護司の活動成果の指標として、こうした団体との協力人数を掲げることで、地域における保護司の貢献度を図ることとする。							

事業環境等	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	内閣府の再犯防止対策に関する特別世論調査では、再犯を防止するために「保護司による指導を充実強化する」との回答が約48%と保護司に期待する声が多い。保護司を中心に組織する「社会を明るくする運動実施委員会」でここ数年実施している「市内小中学校朝の挨拶運動」では、毎年協力者（挨拶する側）が増加しており、活動の趣旨には理解と賛同があるものと思われる。	
	都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	平成26年6月に行った調査では、西東京市を含む都内26市のうち、保護司個人又は分区に対して報償費等を支給している団体は23団体ある。北多摩地区保護観察協会の区域内の17の市では、地区内の更生保護事業の強化を図るため、前年の人口の数に7を乗じた金額を負担している。
	代替・類似サービスの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	西東京市社会を明るくする運動実施委員会への補助

【一次評価】

検証項目		ランク	一次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	2	継続実施	<p>保護司は、犯罪や非行をした者の更生と社会復帰を支えるボランティアである。西東京市の保護司は北多摩北地区保護司会で西東京分区を組織し、個人、組織で更生保護活動を行う。更生保護活動のうち保護観察、生活環境調整といった対象者(仮出所者等)に対する支援は、秘匿性が高く、その成果となる指標が公表されないため市として判断は難しいものの、そうした活動により、対象者が社会の一員として受け入れられるのを助け、孤立の防止が図られており、地域福祉の増進に資する活動を行っている。</p> <p>更生保護における犯罪予防活動は、犯罪の未然防止のため、地域社会の連帯感や社会規範に対する共感を強めるよう働きかけ、また、犯罪等をした者が再び犯罪に陥らない環境をつくることにある。保護司は、この活動を行う中心的な主体であり、市、学校その他関係機関と連携して行っている。</p> <p>刑法の一部改正により、平成28年から刑の一部執行猶予制度が創設され、仮出所者等が増大し、保護司の負担はこれまで以上に増すこととなる。この制度では、対象者に社会貢献活動に従事させることが求められ、その受け皿の確保が新たに課されることとなる。</p> <p>保護司及び保護司会の活動は、地域福祉に資する部分が少なからずあり、また、今後保護司の活動がさらに重みを増すことから、活動の支援、人材の確保等のため財政的支援を継続する必要がある。</p>
	事業の必要性	3		
	事業主体の妥当性	3		
B	直接のサービスの相手方	2		
	事業内容等の適切さ	2		
	受益者負担の適切さ	3		
C	市民ニーズの把握	2		

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【二次評価】

検証項目		ランク	二次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	2	改善・見直し	<p>保護司の活動における刑務所を仮釈放された者、少年院を仮退院した者等の保護観察、生活環境調整のほか、犯罪の予防、青少年の非行防止活動等に対しては、その公益性から、補助の必要性は十分に認められる。</p> <p>一方で、帰住地において協力頂く、就労支援のための雇用主が当市ではないため、なかなか再就職にまで結びついていないなど、具体的な成果に結びつかない現状があることも事実である。</p> <p>保護司自身の活動については、厳しい状況の中でも十分に評価できるものがあるが、個々の活動をより実効性のあるものにするためにはどのような支援が必要なのか、引き続き検討していく必要がある。平成28年度からの刑法の一部改正により仮出所者の増大が見込まれ、より一層、保護司の役割が重要となることから、今後は更なる保護司の人材確保や、活動拠点の整備なども検討課題となる。</p> <p>また、北多摩地区保護観察協会への負担金については、金額の妥当性や決算状況などに不透明な部分もあるため、構成市との協議・調整が必要である。</p>
	事業の必要性	2		
	事業主体の妥当性	2		
B	直接のサービスの相手方	2		
	事業内容等の適切さ	2		
	受益者負担の適切さ	3		
C	市民ニーズの把握	1		

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
対象外	

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
改善・見直し	<p>本事業は、平成18年度評価において、犯罪を防止、抑制する意味から補助の必要性を認められたものの、活動の成果や北多摩地区保護観察協会への負担金の検証を理由に抜本的見直しとされたところである。</p> <p>保護司の活動の成果については、一定の調査により把握しているが、北多摩保護観察協会への負担金については、今後、関係市との協議・調整の上、その妥当性等について検証を進めていくべきである。</p> <p>併せて、平成28年度からの刑法一部改正に伴い、保護司の人材確保や活動拠点についても課題となることから、更生保護活動への支援のあり方について補助制度だけでなく、そのほかの方策も含め検討されたい。</p>

【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】

改善の方向性・スケジュール	<p>財政的支援は、現員数によるもののほかは、現状維持を基本とする。</p> <p>北多摩北地区保護司会は、東京保護観察所の下に置かれる更生保護組織の一つであり、所属する分区の活動を支援し、研修や情報交換の場を提供し、地域に応じた保護司活動の支援を行う機関であり、保護司にとっては重要な組織と捉えられている。活動内容を鑑み、その運営経費を負担することとする。</p> <p>平成27年度:財政的支援には限界があることから人的・物理的支援で保護司活動の支援(拡充の検討)を行う。</p> <p>平成28年度:北多摩地区保護観察協会負担金の協議・調整を行う。</p>
---------------	---